

令和6年度独占禁止法に関する研修会 よくあるお問い合わせ（Q&A）

R6.8.21版

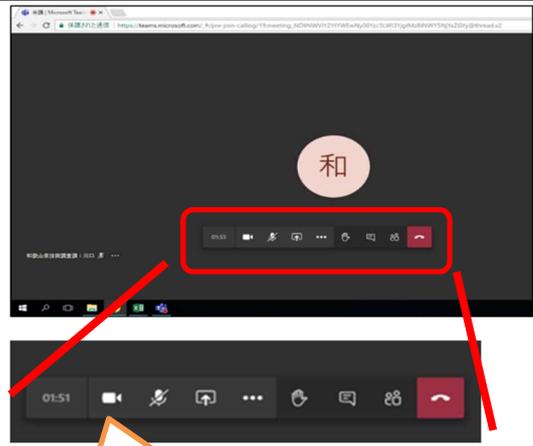
NO.	Q	A
研修会の開催・申込関係		
1	受講は義務ですか。	義務ではありません。 ただし、受講すると入札参加資格の加点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点条件の1つを満たすことができます。
2	去年、受けたのですが今年も受ける必要がありますか。	入札参加資格の受付時の加点に限れば、審査基準日の前日までの2年間に1回でも受けていれば認められます。ただし、毎年講習を受けて独占禁止法への理解を深めていただくことは大歓迎です。
3	受講申請は受付期間終了後でもできますか。	申請期間終了後は、電子申請システムからの申請はできません。 まずは、技術調査課までご連絡ください。なお、CPDやCPDSの学習履歴申請を予定している方は、参加を希望する開催日の1週間前までにご連絡ください。
4	来年以降も実地とオンラインの両方の手段で開催するのですか。	次年度以降の開催方法については随時検討を行って参ります。
5	研修資料はありますか。	令和6年度独占禁止法に関する研修会のホームページ内に掲載する予定です（8月下旬ごろ）。 オンライン研修にご参加の方は、各自ダウンロードの上、ご利用ください。 対面での研修にご参加の方は、当日資料を用意しておりますので、お持ちいただく必要はありません。
6	申し込み後、メールが届きません。	迷惑メールの設定をご確認いただき、技術調査課までお問い合わせください。
7	申し込み後、自動配信されるメール以外に、研修の受講決定について通知等がありますか。	ありません。受講申込後すぐに自動配信されるメールが受信できましたら、申込は完了です。当日に現地またはオンラインにより研修にご参加ください。 メールが受信できない場合は、技術調査課までお問い合わせください。
受講証明書、入札参加資格関係		
8	受講証明書はどうすれば発行されるのですか。	対面・オンラインを問わず、研修を受講された方に、受講証明書を発行します（1名につき1枚）。

		<p>ただし、以下のいずれかに該当した場合は受講証明書を発行できない場合があります。</p> <p>①講演開始時刻を超過して、研修に参加された方</p> <p>②研修を途中退出された方</p>
9	受講証明書はいつ交付されますか。	<p>対面研修では、受付時に受講証明書を配布し、終了後に受付印を押印します。受付印のない受講証明書は使用出来ませんのでご注意ください。</p> <p>オンライン研修では、後日、受付印を押印した受講証明書を発行し、郵送にて送付します（研修終了後、1週間程度）。</p> <p>ただし、NO.6の①または②に該当した場合は受講証明書を発行できない場合がございますのでご注意ください。</p>
10	この講習を受けるだけで入札参加資格の加点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」で加点を受けられますか。	<p>他にも条件があります。「独占禁止法の遵守体制の整備」の加点を受けるには</p> <p>(1) 独占禁止法遵守マニュアルを作っていること</p> <p>(2) 社外研修（この講習会も社外研修の一つです。）又は社内研修を審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること</p> <p>(3) 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること</p> <p>(4) 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること</p> <p>上記を全て満たす必要があります。</p> <p>詳しくは、「<a href="#">格付けの例外措置の要件（「独占禁止法の遵守体制の整備」について（県ホームページ）</a>」をご覧ください。</p>
11	この講習を受ければ入札参加資格の加点項目である「独占禁止法の遵守体制の整備」に自動的に加点されますか。	<p>加点を受けるには申請が必要です。</p> <p>また、格付けの例外措置に該当している場合は、解消の報告も必要です。</p> <p>詳しくは、「<a href="#">地方基準点数の定期再算定について（県ホームページ）</a>」をご覧ください。</p>
CPD・CPDS 関係		
12	CPD・CPDS とは何ですか。	<p>CPDとは建築士会が建築士等の能力開発にふさわしい研修として認定した講習会等の研修プログラムにCPD参加者が出席し、その情報をCPD単位として建築士会が専用サーバーに登録することでCPD参加者の履修</p>

		<p>履歴を蓄積します。この履歴に基づき、参加者の求めに応じて建築士会が証明書を発行する仕組みです。(建築士会ホームページより)</p> <p>CPDSとはCPDSは個人IDの加入者が講習会などで学習をした場合に、その学習の記録を登録し、必要な場合に学習履歴の証明書を発行するシステムです。</p> <p>一般に継続学習はCPD(Continuing Professional Development)と呼ばれますが、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会(JCM)は平成12年に他の建設系学・協会に先がけいち早くCPDを導入し、特に固有の名称としてCPDにSystemのSを付けてCPDSと呼んでいます。(JCMホームページより)</p>
13	<p>受講申込時の「CPD又はCPDS登録番号」とは、何を指していますか。</p>	<p>該当がない場合は入力の必要はありません。</p> <p>【CPDSの場合】 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が発行するCPDS技術者証に記載されている登録番号のことです。(※「個人ID」と同義)</p> <p>【CPDの場合】 (建築士会CPD参加者または建築施工管理技士の場合)11桁のCPD番号のことです。一級建築士の場合は6桁の番号のみ。二級建築士の場合は 二+登録県名+番号です。 (例：二和歌山987654) 木造建築士の場合は、木+登録県名+番号です。(例：木和歌山987654) (一社)建設業振興基金の登録者の場合は、「ききんのCPD」で発行されているID(カード番号と同じ)です。 (公社)日本建築積算協会CPD参加者の場合は、上記の例示の他に下記の番号をご記入下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築コスト管理士 80M+0000+登録番号(5桁)</li> <li>• 建築積算士 80E+0000+登録番号(5桁)</li> <li>• 建築積算協会員</li> </ul>

		80F+0000+登録番号(5桁)
14	CPD(CPDS)の学習履歴申請はどのようにすればよいですか。	<p>今年度の独占禁止法に関する研修会では、CPDの学習履歴申請は一括して和歌山県が代理で申請します。</p> <p>CPDSの学習履歴申請については、県は大理での申請を行いませんので、各自申請をお願いします。申請方法については、(一社)全国土木施工管理技士会連合会HP  <a href="https://www.ejcm.or.jp/about-cpds/">(https://www.ejcm.or.jp/about-cpds/)</a>に掲載されている「CPDSガイドライン」をご参照ください。</p>
15	CPD(CPDS)の認定されるユニット数はいくつですか。	3unit(3単位)です。
16	CPDとCPDS両方の学習履歴を申請することは可能ですか。	和歌山県としては可能です。ただし、各認定団体(一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、建築士会)がどのように取り扱うかは、各団体によりますので、1つの研修を2以上の別団体に学習履歴申請した場合どのような取り扱いになるか、各認定団体にお問い合わせください。
17	なぜオンライン研修では、CPD及びCPDSの申請ができないのですか。	<p>認定団体におけるオンラインセミナーの単位認定基準が厳格化していることを受け、今年度からオンライン研修では、申請の対象外となりました。</p> <p>申請をご希望される場合は、対面での研修会にご参加ください。</p>
オンラインでの受講について		
18	オンラインでの受講に不安があります。	<p>手引きをご用意していますので、一度ご参照ください(令和6年度独占禁止法に関する研修会のホームページ上で公開しています)。</p> <p>また、個別にご相談も承りますので、所管の振興局建設部または技術調査課までご連絡ください。</p> <p>※開催日まで余裕がある場合は、メールでの問い合わせをお願いします。</p>
19	Microsoft Teamsアプリは必ずダウンロードしないといけないのですか。また、お金はかかりますか。	<p>パソコンで受講していただく場合は、ダウンロードの必要はありません。</p> <p>(GoogleChromeかMicrosoftEdgeかSafariいずれかのブラウザで研修URLを開いていただければ、研修に参加できます。)</p> <p>タブレット等のタッチパネル端末をご利用の方は、必ずアプリをダウンロードしてくだ</p>

		さい。なお、アプリは無料です。
20	Microsoft Edge で Microsoft Teams にサインインしようとする、と、サイトが継続的にループし、サインインできなくなります。	<p>以下の手順をお試しください。</p> <p>1.Edge の [設定] ウィンドウで、[サイトのアクセス許可] および [Cookie およびサイト データ] を選択します。</p> <p>2.[サイトに Cookie データの保存と読み取りを許可する (推奨)] をオンにし、[サードパーティの Cookie をブロックする] がオフになっていることを確認します。 または、サードパーティの Cookie をブロックしたままにする必要がある場合は、手順 3 を実行します。</p> <p>3.同じウィンドウで、[許可] の下にある [追加] を選択 して、次のサイトを追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• [*.]microsoft.com</li> <li>• [*.]microsoftonline.com</li> <li>• [*.]teams.skype.com</li> <li>• [*.]teams.microsoft.com</li> <li>• [*.]sfbassets.com</li> <li>• [*.]skypeforbusiness.com</li> </ul> <p>4.もう一度サインインをお試しください。</p>
21	パソコンはカメラ付きでないといけないとだめですか。	カメラもマイクも必要ありません。
22	受講者の姿は映るのでしょうか。	受講者の姿は映りません。(研修受講中はカメラやマイクはオフにしてください。オンにすると映ってしまいます。)
23	申込をしたパソコンと異なるパソコンで視聴してもよいですか。	問題ありません。
24	会議入場の際に、受講者 ID の後ろに (ゲスト) という文字が付いていますが、問題ないですか。	問題ありません。受講者 ID が表示されていれば大丈夫です。
25	研修会に出席 (Teams 会議に参加) したところ、自分の顔が映っています。消すにはどうすれば良いですか。	パソコンの場合



このカメラマークをクリックして、OFFにしてください。隣のマイクマークのように、斜線が入れば成功です。

パソコン以外の場合も同様のマークが画面上にありますので、タッチしてOFFにしてください。（見当たらない場合は画面上を1度タッチしてみてください。）